

2015年度予算要求の回答書(その12)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。今回は5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を⑦～⑪、6. 防災対策の充実を①～③です。

5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を

⑦中小業者や労働者・失業者に対する相談体制の一層の充実を図ること。

中小企業に対しましては、本市及び厚木商工会議所の職員や中小企業診断士による企業巡回訪問、窓口における相談業務を実施しており、県の関係機関等とも連携し、随時、相談に対応できる体制を整えております。

また、労働者・失業者が抱える問題に対しましては、「かながわ労働センター」などとも連携するとともに、勤労者を対象とした「ナイター法律相談」、「心の悩み相談」、一般の求職者を対象とした「就職支援相談」を実施しております。(産業振興課)

⑧小規模企業振興基本法の推進を図ること。

小規模企業振興基本法は、小規模企業の振興施策について、総合的かつ計画的に、国や地方自治体及び関係機関等が一体となって戦略的に実施することを定めたもので、国において基本計画が策定されたところです。

今後は、法の趣旨に則り、基本計画に基づいた各種施策の展開に向け、関係機関との連携・協力を努めてまいります。(産業振興課)

⑨ 公契約条例は効果を検証し、対象の拡大を図ること。国・県に対して法整備を

求めること。

「厚木市公契約条例」の対象拡大につきましては、条例第10条におきまして、5年を超えない期間ごとに条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものと規定しておりますので、「厚木市労働報酬審議会」の御意見等をいただきながら、検討してまいります。

また、公契約は全国的な問題として捉えるべきものであると考えておりますので、関係法等の整備につきましては、機会を捉え、県市長会などで要望してまいります。(契約検査課)

⑩ 所得税法第56条を廃止するよう、国に求めること。

所得税法第56条の取扱いにつきましては、引き続き所得税法に係る税制改正の動向に注視してまいります。(財政課)

⑪消費税8%増税の影響を調査すること。10%への増税は延期ではなく中止するよう、国に求めること。

本市における企業の経営状況につきましては、企業訪問や商工会議所、金融機関などとの情報交換により把握に努めており、消費税増税後も大きな変化はないものと認識しております。

しかしながら、消費者マインドの低下や企業業績の先行きの不安なども懸念されているため、商工会議所等の関係機関との更なる連携・協力によって、よりの確な把握に努めてまいります。

また、10パーセントへの増税につきましては、社会情勢の変化等、予測が困難な部分もございますので、国の動向を注視してまいります。(産業振興課)

6. 防災対策の充実を

① 共同住宅、事業所に対する改修工事への助成制度を創設すること。

本市内の現状における、共同住宅の耐震化率の推計値は90%を超えており、また、事業所等について、多数の方が利用する民間建築物の耐震化率の推計値は概ね80%であると認識しております。

一方、木造戸建て住宅の耐震化率の推計値は概ね70%と低く、その戸建て住宅の耐震化が課題となっておりますので、現在、木造住宅の耐震改修促進事業を最優先に展開し、その促進に努めているところです。

助成制度につきましては、平成26年7月に分譲マンション対象の耐震促進事業として、耐震アドバイザー派遣制度と予備診断補助制度を創設したところでございますが、それに続く耐震改修工事への助成制度につきましては、耐震化率等の現状及び制度への要望等を勘案しつつ、その必要性等も含め、研究してまいります。(建築指導課)

② 災害時および教育用に活用するため、小中学校の井戸設置を積極的に進めること。

小・中学校への井戸の設置につきましては、飲料水や生活用水として活用するには相当量の水の確保が必要となり、これを井戸によりくみ上げるには自動給水ポンプが必要となるため、従来の手押しポンプ方式の浅井戸のように、児童・生徒が観て触れて、直に井戸の仕組みを体験できるものとは異なり、教育用としては適さないと考えております。

また、井戸の設置に当たっては、地域によって水質、水量等の違いがあり、活用できるか不明であること、飲料水で活用する場合は、事前の水質検査が必要で

あり、厳重な管理や定期検査が必要になってくることなど、多くの課題があり、設置は難しいものと考えております。

(学校施設課)

③感震ブレイカーの周知および設置推進を図ること。

感震ブレイカーにつきましては、「内閣府中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、出火防止対策として提言されるなど、地震発生時における通電火災を防止する手段の一つとして、有効性があることは認識しております。

しかしながら、感震ブレイカーの普及推進に向けては、現在、国において、補助制度や電力事業者による整備も含めて検討がなされている状況であることから、本市におきましては、震災時の出火防止対策として、避難時にはブレイカーを落としてから避難するよう周知しているところです。

感震ブレイカーの普及推進につきましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。(危機管理課、予防課)

花を植え替え中

市役所南側の大手公園に三角形の花壇があります。季節に合わせた花を楽しませてくれます。

市内各地域では自治会などボランティアの皆さんにより花壇の手入れがされて



いますが、担い手の高齢化で作業が困難になっているという話も聞きます。